

## 残留農薬分析調査実施要領

### (目的)

第1条 残留農薬の分析調査は、認証に係る特別栽培農産物等の残留農薬の有無を調査し、不適切な場合には、認証取消しを行う等により、認証制度への信頼性を確保するために計画的に行う。

### (分析用サンプルの抽出及び搬入)

第2条 確認責任者は、原則として出荷開始前10日の間に、認証に係る農産物から試料を抽出し、農林水産研究所へ搬入する。

2 県が必要と認めた場合には、地方局農業振興課は、認証に係る農産物からの試料を抽出し、農林水産研究所へ搬入する。

### (分析用サンプルの抽出方法)

第3条 サンプルの抽出量は、1検体当たり、茶については500グラム、米、麦及び豆類については1キログラム、果実及び野菜については2キログラム・5個体以上を目安とし、栽培責任者のうち1ほ場から均等に採取する。詳細な抽出量については、別途指示する。

2 サンプルの抽出者は、抽出後、残留農薬分析試料送付票（別途指示）に必要事項を記入して、分析用サンプルと併せ、速やかに農林水産研究所へ搬入する。

### (分析調査の方法)

第4条 分析調査は、農林水産研究所において、ガスクロマトグラフ質量分析装置及び液体クロマトグラフ質量分析装置を用いて、残留農薬の有無を定性的に分析する方法（以下「多成分同時分析」という。）により行う。

2 多成分同時分析の結果、定性的に残留農薬成分が検出されない場合又は次条第3項第1号若しくは第2号に該当するおそれがない場合は、分析調査は終了する。

3 前項以外の場合は、同サンプルをガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ等により定量的に分析する。

4 定量的に分析した結果、残留農薬成分が検出されない場合又は次条第3項第1号若しくは第2号に該当しない場合は、分析調査を終了する。

5 前項以外の場合は、再分析調査を行うものとし、再分析調査を行うためのサンプルの抽出及び搬入は地方局農業振興課が行う。

### (分析結果の取扱い)

第5条 農林水産研究所は、分析結果を、農産園芸課に報告する。

2 農産園芸課は、確認責任者、地方局農業振興課等に分析結果を通知するとともに、再調査が必要な場合はその旨を明記する。

3 農産園芸課は、再分析調査の結果、次のいずれかに該当する場合には、速やかに適切な措置を行う。

- (1) 生産計画にない農薬成分が検出された場合 確認責任者に原因の究明と結果の報告を求めた上で、審査会に諮り、認証の取消しの是非を決定する。
  - (2) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の「食品、添加物等の規格基準」又は農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく「農薬登録保留基準」を超える農薬成分量が検出された場合 審査会に諮り、認証の取消しを決定するとともに、食品衛生担当部署にその内容を連絡する。
- 4 農産園芸課は、残留農薬分析結果を県のホームページに掲載し、公表する。